

## 平成15年度第1回浦安市環境審議会議事録

1. 開催日時 平成15年7月3日(木)午前10時00分～午前11時45分

2. 開催場所 浦安市役所 議会事務局第1会議室

### 3. 出席者

(委員)

木邨定男委員、内海照枝委員、岡部正明委員、久保博海委員、伊豆富子委員、柳憲一郎委員、上野菊良委員、畑中範子委員、望月賢二委員、渡辺英夫委員、加藤里行委員、古市孝委員、熊倉敬三委員、安部賢一委員

(欠席 平山博章委員)

(事務局)

浦安市長松崎秀樹

環境部長村瀬滋生、環境部次長中村和明、環境保全課長押尾照明、  
ごみゼロ課長永井一彦、環境レンジャー課長相馬仁一、  
環境保全課環境推進係長石田和明、環境推進係長島忠

### 4. 内容

(1) 委嘱状交付

(2) 会長、副会長の選任

(3) 事務局説明

審議会の所掌事務について

浦安市の環境の概要

浦安市環境基本条例について

(4) その他

### 5. 議事の概要

(1) 委嘱状の交付

新規に委嘱された岡部正明委員、久保博海委員、伊豆富子委員、畑中範子委員、望月賢二委員に市長から委嘱状の交付を行った。

(2) 会長、副会長の選任

委員の互選により柳憲一郎委員が会長に、望月賢二委員が副会長に選任された。

(3) 事務局説明

審議会の所掌事務、浦安市の環境の概要、浦安市環境基本条例について事務局から説明を行った。

(4) その他

次回の会議の開催について決定した。第2回平成15年7月17日、第3回平成15年7月31日と決定した。

## 6. 会議経過

審議会の所掌事務について事務局より説明

- ・環境基本法第44条の規定に基づき昭和48年に設置した審議会である。
- ・所掌事務は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関して基本的事項の調査審議を行うものである。
- ・市長の諮問機関であるため、諮問がないと開催されない、市長にお願いしたい。

環境の概要を事務局より説明

- ・環境部は、「環境保全課」「ごみゼロ課」「クリーンセンター」「環境レンジャー課」で組織されている。

環境保全課

- ・地球温暖化の進行をはじめ、オゾン層の破壊や、酸性雨問題などさまざまな地球環境問題が生じ、現在の資源浪費型社会から環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指して取り組むことが必要となっている。
- ・今後、環境基本条例を制定し、条例に定める基本理念に沿って環境施策の基本的な方向を示す「浦安市環境基本計画」を策定し総合的かつ計画的な環境行政を推進していく必要がある。
- ・市役所も一事業者・消費者としての立場から、環境に関する国際規格ISO14001による環境マネジメントシステムを推進し、また、環境に配慮したグリーン購入を推進している。
- ・市民の環境の意識も高まり、安らぎと潤いのある快適な生活環境が望まれている。近年、交通量の増大に伴う大気汚染や生活排水等による水質汚濁等の苦情等がよせられている。一般環境大気測定局（猫実地区）及び自動車排出ガス測定局（美浜地区）で常時監視を行うほか、主要幹線沿道においても測定を実施している。
- ・河川、海等公共用水域の水質測定、大気中のダイオキシン類の調査も行っている。日常生活に伴う騒音・振動（近隣騒音）の苦情が多く随時指導を行っている。
- ・国道357号線や首都高速湾岸線が縦断し、ディズニーシーの開園、最近の、日の出・明海地区における商業施設のオープンに伴い、自動車排出ガスによる大気汚染の影響が懸念されている。市として公用車はもちろん市内事業者に対し、天然ガス車等低公害車の普及促進や、アイドリングストップの促進に努めるとともに、大気測定等監視体制の充実、強化などに更に努めていきたいと考えている。

ごみゼロ課

- ・私達の日々の生活や事業活動に伴って、必然的に発生するごみを適正かつ円滑に処理することは、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図る上で、自治体の業務の中でも最もベーシックなものの一つであると考えている。
- ・ごみは一般廃棄物と産業廃棄物の大きく2つに分けられる。
- ・産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、

廃油、廃プラスチック、木屑、紙くずなど、法律でその種類が具体的に決められている。

- ・一般廃棄物は一般家庭から出される家庭系ごみ、事業者が出す産廃以外のごみの事業系ごみの2種類に分かれる。市で収集を行なっているのはこのうち家庭系ごみである。
- ・現在、本市の一般家庭から出されるごみについては、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ」の5種類の分類で収集している。このほか再資源化できる牛乳パックや白色発泡トレイ等は、スーパーなどに回収ボックスで、また廃食油、古着、古布などは月1回市役所や公民館などを利用した拠点回収を行っている。
- ・ごみ収集に関して本市の特色と言え、ステーション（集積所）収集ではなく原則個別収集である。集合住宅や収集車が入れない狭い路地などでは個別収集を行っていない。個別収集のメリットは、排出の際のごみの散乱や後出しなど、マナーに関わるトラブルの減少が図れること。
- ・廃棄物を処理する際の環境負荷の観点からはもちろんのこと、本市がごみの最終処分を茨木県の民間処分場に依存していることから、廃棄物を減らすこと、再資源化するということは、最終処分場への負荷の低減のためにも重要な取り組みです。
- ・このため本市では、平成3年10月より、ごみの減量・再資源化キャンペーン「ビーナス計画」を展開し、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを行っている。
- ・市民の皆さんの集まりなどでごみの話をさせていただく「出前ビーナス」、ごみ情報紙「ビーナスニュース」の発行、「ごみ減量・再資源化シンボルキャラクターの公募」、「生ごみ処理容器等購入費補助金」の交付、「廃食油の回収」「古着・古布の回収」「廃食油石けん製造」、さらに集団資源回収への支援等様々な取り組みを行っている。
- ・平成11年4月からごみ減量・再資源化事業の核となる再資源化施設をクリーンセンター内に設置した。この施設は1階から3階までが、各資源ゴミを選別、再資源化及び貯留し、再生工場へ搬出するための施設、また、3階部分では、処理工程が見学できるコースがある。さらに、4階部分に市民がリサイクル活動を実践する拠点（ビーナスプラザ）が平成11年8月1日からオープンしている。
- ・ビーナスプラザは、市民が楽しみながらリサイクルを体験できる5つの工房を備えている。収集した廃ビン（カレット）で吹きガラスなどの作品を作るガラス工房、リフォーム工房、石けん工房、多目的工房等のほか、不用になった家具や自転車を修理・再生し販売する家具・自転車再生工房などがあり、このほか不用品を受託販売するリサイクルショップがある。
- ・平成22年度を目標年次とするごみ処理に関する基本計画、浦安市一般廃棄物処理基本計画平成14年度に定めた。この計画は、市のごみ減量再資源化の目標として、家庭から出されるごみの排出量を1人1日当たり

50グラム以上の削減、事業所などから出されるごみの排出量を5%以上の削減、最終処分量の50%以上の削減、リサイクル率35%以上を目指すことを掲げている。

- ・現在、指定袋については、廃棄物減量等推進審議会に諮問している。
- ・今までは、出されたゴミの処理について説明したが、ごみを発生はさせないことが必要で、政策広報でも4R(Refuse ことわる)(Reduce 少なくする)(Reuse 再使用する)(Recycle リサイクル)を取り上げた。重要なのは、(Refuse ことわる)(Reduce 少なくする)で、この啓発も更に進める必要があり、市民の方々と一緒に取組んでいきたい。

#### クリーンセンター

- ・ゴミ処理施設は、平成7年に稼働、再資源化施設は平成11年から稼働している。し尿処理施設を含めてクリーンセンターとなっている。
- ・14年度処理量は、家庭系では、可燃32,133t、不燃2,709t、粗大1,531tとなっている。事業系では、可燃27,270t、不燃1,651t、粗大797tとなっている。
- ・ゴミの焼却灰については、茨城県の処分場で処分しているが、減量するため、焼却灰をセメント材料の一部として利用するため、市原市にあるエコセメント施設に搬入している。去年はエコセメントとして1,700tの焼却灰を搬入した。これは本市の全焼却灰の21パーセントにあたる。

#### 環境レンジャー課

- ・市道の軽易な緊急補修・公園緑地及び街路樹の軽易な維持管理など市民の要望や苦情に対し、迅速に対応するよう努めている。松戸市のすぐやる課の浦安版である。
- ・清潔で住みよい街づくりは、住民一人一人の美化意識の高揚による理解と参加によって推進されるものであり、その対策として、地域住民と一体になって行う共同清掃や、ごみゼロ運動及びポイ捨て防止対策事業や不法投棄の防止を図るため不法投棄パトロールを実施している。また、空き地の雑草除去も対応・指導をしている。
- ・主要な道路や3駅前広場及び下水溝等の清掃などを、一部業務委託により実施し、清掃事業の充実を図る一方、施設や工作物への落書き消し作業も実施している。
- ・害虫駆除及び消毒のため、自治会からの要望により下水溝等への薬剤散布を実施している。
- ・狂犬病の予防のため、犬の登録事務及び集合予防注射を行っている。

#### 浦安市環境基本条例制定の必要性について事務局より説明

- ・今日の環境問題の特徴は、  
市民の日常生活、通常の事業活動に起因し、不特定多数の者が原因者となっており、被害者と加害者が同じであること。  
環境問題の解決のためには、自らの生活様式や事業活動のあり方(ライフスタイル)の見直し、社会経済システムの変革が求められていること。

身近な環境問題が、地球規模で影響を及ぼしかつ次世代への影響が懸念されていること。

持続可能な社会の発展を目指し、恵み豊かな自然等の環境を次世代に継承していくことが求められていること。

これまでの典型 7 公害（騒音、振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）については、公害防止の規制基準により、今まで以上に生活環境の支障の防止が求められていること。

新たな環境問題への対応が求められていること。

科学的知見の下に、環境影響評価・調査・監視などを行うことが求められていること。

- ・このような今日の環境問題への対応には、環境の保全の基本理念を定め、市、事業者、市民等の責務を明らかにし、協働して環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

浦安市環境基本条例骨子（案）について事務局より説明

- ・前文については、現在内部で検討中である。内容は、本市の環境に関する認識や環境の保全への基本的な考え方や目指すべき方向に対する決意を定める。
- ・目的には、環境の保全及び創造についての基本理念、市、事業者、市民及び滞在又は通過する人々の責任と義務、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、現在及び将来市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを定める。
- ・基本理念には、目指すべき目標として 5 つの基本理念を定める。
  - 良好な環境の確保。将来世代への継承。
  - 環境への負荷の軽減。持続的な発展ができる社会の構築。
  - 人と自然との共生。自然と文化の調和のとれた快適な環境の実現。
  - 地球環境の保全の推進。
  - すべての人が、それぞれの責務を理解し、協働すること。
- ・市、事業者、市民、滞在者等の責務を定める。
- ・本市は、年間 2,500 万人もの人が訪れるレジャー施設や湾岸道路などが市内を貫いている。また、通勤・通学者などにも責務規定を設けていきたい。
- ・県内の市での環境基本条例の制定状況を、平成 14 年度版の千葉県環境白書で確認すると、環境基本条例は 33 市のうち 24 市が制定している。また、環境基本条例と環境保全条例を合せた条例を 4 市が制定している。
- ・公害防止条例しか制定していない市は、浦安市を含めて、6 市となっている。

委員の意見

- ・「環境の保全」と「環境の保全及び創造」については、定義がはっきりすればどちらでもいいと思う。

- ・浦安は人工的、江戸川河口にあるため平坦な地形であり、人口密集度も高い。自然を考えると創っていく必要があると思う。今の市民がどう思うかであるが、健康で文化的な生活、子供達が安全に自然に触れ合え、遊べ、楽しく豊かなまちを目指す必要がある。
- ・広報の一面は、環境の負の要素が集約されている。この負の要素を軽減し、いかに楽しく豊かにもっていくかが必要と考える。

(会長)

- ・千葉県内の市で環境基本条例を制定していない市は、浦安以外には、5市ということでほとんどの市では制定されている。市は、環境基本条例を環境審議会に諮問し、また、広報で市民に骨子を示して意見募集した。市は、積極的に環境行政を進めようとしている。
- ・意見があったら7月11日までに事務局に提出してほしい。